

債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則 (平 4. 7.30)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が店頭において行う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る債券の貸借取引に関し、債券貸借取引契約の締結、対象債券の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって公社債市場の健全な発展に資することを目的とする。

(法令・規則等の遵守)

第 2 条 協会員は、取引相手方（他の協会員を含む。以下同じ。）との間で、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(定 義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 債券の空売り 約定日において債券を有しないで売却することをいう。
- 2 債券貸借取引 当事者の一方（貸出者）が、他方（借入者）に債券を貸し出し、当事者間で合意された期間を経た後、借入者が貸出者に当該銘柄と同種、同量の債券を返済する債券の消費貸借取引をいう。
 - イ 貸出者 債券貸借取引において債券の貸出を行う者をいう。
 - ロ 借入者 債券貸借取引において債券の借入を行う者をいう。
 - ハ 個別取引 個別の債券貸借取引をいう。
 - ニ 個別契約 当事者が個別取引に関し締結する契約をいう。
 - ホ 貸借期間 債券の貸借が行われる期間として、個別契約で定めるものをいう。
 - ヘ 貸借料 借入者が貸出者に対して債券貸出の対価として支払う金銭として、個別契約で定めるものをいう。
 - ト 貸借料率 貸借料算定の基準となる料率で、当事者双方が金利その他諸般の情勢を考慮して協議のうえ、パーセントをもって年率で定めるものをいう。
 - チ 対象銘柄 債券貸借取引の対象となる債券の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。
 - リ 貸借数量 対象銘柄の額面金額として、個別契約で定めるものをいう。
 - ヌ 取引実行日 個別契約で定める貸借取引期間の開始日をいう。
 - ル 取引決済日 個別契約で定める貸借期間の終了日をいう。
 - ヲ 時 価 合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。

(債券の空売り)

第 4 条 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。

- 1 受渡日以前に買入れを行う方法
- 2 受渡日以前に買入れを行わず、債券貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法
- 3 受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券貸借取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受

渡しに用いる方法

- 2 協会員が債券の空売りにおいて取り扱う債券は第6条に掲げるものとする。

(債券貸借取引契約の締結)

第5条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。

- 2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」(以下「個別取引契約書」)を取り交わすものとする。ただし、当該取引相手方との間において「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の取り交わしに代えることができる。

- 3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。

- 1 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

イ 特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。

ロ 金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結していること。

- 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。

- 3 協会員が取引相手方からの個別貸借取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。

- 4 協会員は、第1項に定める基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 個別の債券貸借取引契約の締結の方法

- 2 貸借料の支払方法

- 3 債券の引渡し方法

- 4 取引担保金の受入れ

- 5 外国通貨による場合は、その支払方法

- 6 権利の譲渡、質入れの禁止

- 7 貸借取引対象債券の利金等の取扱い

- 8 契約不履行が生じた場合の措置

- 5 第2項に定める個別取引契約書及び個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 約定日

2 銘柄名(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)

- 3 貸借数量

- 4 貸出者

- 5 借入者

6 貸借期間

7 貸借料（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該貸借料を記載するものとする。）

6 第3項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前項各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。

（貸借取引対象債券の範囲）

第6条 協会員が債券貸借取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 国債証券（金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。以下同じ。）
- 2 地方債証券（金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。）
- 3 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）
- 4 特定社債券（金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。）
- 5 社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）
- 6 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。）
- 7 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの

（取引担保金の受入）

第7条 協会員は、債券貸借取引において貸出者となる場合には、原則として借入者から取引実行日までに取引担保金を受け入れるものとする。取引担保金の額は、貸借対象債券の時価を基準に、貸出者と借入者の合意のもとに決定するものとする。

2 協会員は、借入者から現金で受け入れた取引担保金に対して付利することができる。

（取引担保金の追加差入）

第8条 協会員は、債券貸借取引において、貸出者になっている場合に、相場の変動等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときは、借入者から取引担保金の追加差入れを受け入れるものとする。

（取引担保金の代用）

第9条 前2条に定める取引担保金は、次の各号に掲げる有価証券等をもって代用することができるものとし、その受入れの際の代用価額は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価額は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。

- 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券（外国投資法人の発行する投資証券に類するものをいう。）、外国株預託証券（金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書のうち、外国の者が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100分の65
- 2 国債証券 100分の90
- 3 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業（金商法第28条第8項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100分の80
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
 - イ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの 100分の85
 - ロ その他のもの 100分の80
- 5 特定社債券 100分の80

- 6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券（外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。）
- イ 新株予約権付社債券を除く社債券 100分の80
 - ロ 新株予約権付社債券 100分の75
- 7 投資法人債券（国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。）） 100分の80
- 8 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国国債証券 100分の80
- 9 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の80
- 10 国際復興開発銀行円貨債券 100分の85
- 11 アジア開発銀行円貨債券 100分の85
- 12 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国の者の発行する債券で、かつ、国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨債券 100分の80
- 13 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）及び投資証券（国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）
- イ 公社債投資信託の受益証券 100分の80
 - ロ その他のもの 100分の65
- 14 米国財務省証券 100分の85
- 15 譲渡性預金（外国において発行されたものを除く。） 100分の80
- 16 国内CP（金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するものうち、国内において発行されたものをいう。） 100分の80
- 17 貸付信託の受益証券（発行の日から1年以上経過したものに限る。）
- イ 差し入れを受ける者を信託契約の受託者とする貸付信託の受益証券 100分の85
 - ロ その他のもの 100分の80
- 18 合同指定金銭信託の受益権
- イ 差し入れを受ける者を信託契約の受託者とする合同指定金銭信託の受益権 100分の85
 - ロ その他のもの 100分の80
- 19 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知預金契約に基づく債権
- イ 差し入れを受ける者を債務者とする預金契約に基づく債権 100分の90
 - ロ その他のもの 100分の80
- 20 銀行による支払保証契約 100分の80
- 2 貸借取引対象債券に表示されている通貨と取引相手方から受け入れる取引担保金の代用の通貨（取引担保金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等に表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の取引担保金への代用価格は、同一通貨のときの取引担保金への代用価格に100分の95を乗じた額を超えないものとする。ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、受け入れる通貨又は代用価格は、時価を基準とした合理的な額とすることができる。
- 3 第1項による代用有価証券等の受入れは、その取引担保金としての実効性に十分に留意するとともに、証憑書類等を整備及び保管を行うものとする。

(貸借残高等の照合)

第 10 条 協会員は、取引相手方（特定投資家を除く。次項において同じ。）との間において債券貸借取引を行った場合には、3 か月に 1 回以上の割合において、貸借対象債券、担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。

2 前項の残高照合を行う場合において、貸借対象債券、取引担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。

(債券貸借取引の受渡し)

第 11 条 協会員は、債券貸借取引において貸出又は返済を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により債券の受渡しを行うものとする。

- 1 貸出にあつては取引実行日、返済にあつては取引決済日（以下本条において「債券受渡日」という。）以前に買入れを行う方法
- 2 債券受渡日以前に買入れを行わず、債券貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法
- 3 債券受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券貸借取引、金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する取引及び銀行法第 10 条第 2 項第 14 号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法

(節度ある利用)

第 12 条 協会員は、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように十分留意するものとする。

(新規の債券貸借取引の禁止)

第 13 条 協会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときには、当該顧客との間で新規に債券貸借取引を行ってはならない。

- 1 既取引に係る受渡未済等、協会員に立替金があるとき。
- 2 担保金が未入となっているとき。
- 3 取引状況その他から不相当と認められるとき。

(社内規程の制定)

第 14 条 協会員は、債券貸借取引を行うに当たっては、協会員の経営の健全性を確保するため、債券貸借取引等に関する社内規程を制定するものとする。

(取引状況等の報告)

第 15 条 協会員は、債券貸借取引の状況について、本協会が定めるところにより本協会に報告するものとする。

(電磁的方法による交付)

第 16 条 協会員は、第 5 条第 2 項に定める個別取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。

(電磁的方法による契約等)

第 17 条 協会員は、第 5 条第 1 項に定める基本契約書及び同条第 2 項に定める個別取引契約書の取り交わし又は同項に定める合意書の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組

織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約書の取り交わし又は合意書の交換を行った協会員は、取引相手方から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

付 則

- 1 この理事会決議は、平成4年8月3日から施行する。
- 2 この理事会決議の施行日前に既に制定している社内規程については、この理事会決議14に基づき制定されたものとみなす。

付 則 (平 5. 4. 21)

この改正は、平成5年4月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

5(1)④、7(1)、9(2)①②⑦を改正。

付 則 (平 6. 2. 16)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。
- 2 特別会員については、「11 貸借残高等の照合」のうち(2)の規程は、この改正理事会決議施行の日(以下「施行日」という。)から平成7年3月31日までの間、適用しない。
- 3 特別会員については、「14 社内規程の制定」の規程は、施行日から平成6年9月30日までの間、適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

7(2)、9(2)⑩から⑫を改正し、7(3)を新設。

付 則 (平 7. 5. 24)

この改正は、平成7年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

9(2)⑬を改正。

付 則 (平 7. 12. 20)

この改正は、平成8年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 7を改正。

(2) 10を削り、旧11から14までを各1つずつ繰り上げ、10から13までとする。

付 則 (平 8. 10. 18)

この改正は、平成8年11月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

14を新設。

付 則 (平10. 10. 21)

この改正は、平成10年10月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 5④を新設し、旧5④及び⑤を各1つずつ繰り下げる。
- (2) 9(2)⑥を新設し、旧9(2)⑥から⑩を各1つずつ繰り下げる。

付 則 (平10. 11. 20)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 2(2)⑫を改正。
- (2) 9(2)⑬を改正。

付 則 (平12. 3. 9)

この改正は、平成12年3月13日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

9(2)②及び⑧を改正。

付 則 (平12. 11. 22)

この改正は、平成12年11月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

9(2)及び(2)⑭を改正。

付 則 (平12. 12. 15)

この改正は、平成12年12月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

9(2)①、⑦及び12を改正。

付 則 (平13. 3. 14)

この改正は、平成13年3月14日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

9(2)⑭を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

15及び16を新設。

付 則 (平14. 3. 22)

この改正は、平成14年3月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 3(1)③を新設。

(2) 9(2)を改正。

付 則 (平14. 3. 22)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

5⑤及び9(2)⑦、⑧を改正

付 則 (平14. 9. 27)

この改正は、平成14年9月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 6を削り、旧7から16までを各1ずつ繰り上げ、6から15までとする。

(2) 9(1)、(2)及び(3)を改正。

付 則 (平15. 10. 30)

この改正は、平成16年2月23日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

2(1)及び4(4)②、⑦を改正。

付 則 (平16. 10. 19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 8(2)②及び③を削除。

(2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

(3) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなる。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 全体を条、項、号で表記する。

(2) 旧前文を改正し第1条とする。

(3) 旧1、旧2、旧3、旧4、旧5及び旧6を改正し第2条から第7条に繰り下げる。

(4) 旧7を第8条に繰り下げる。

(5) 旧8及び旧9を改正し第9条及び第10条に繰り下げる。

(6) 旧10を第11条に繰り下げる。

(7) 旧11を改正し第12条に繰り下げる。

(8) 旧12を第13条に繰り下げる。

(9) 旧13、旧14及び旧15を改正し第14条から第16条に繰り下げる。

付 則 (平22. 3. 16)

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条第3項第1号イを改正。

付 則 (平22. 6. 15)

この改正は、平成22年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号、第2号、第3号を改正。
- (2) 第11条を新設。
- (3) 旧第11条から旧第16条を第12条から第17条に繰り下げる。

付 則 (平26. 11. 18)

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第1項第1号を改正。